

仮設住宅居住環境の改善で努力

共同支援センター、国会、県議会結んでの運動で実現へ

仮設住宅、広い間取りへの転居へ

仁比参議院議員が要求

能登半島地震の被災者の仮設住宅の入居基準が、1人から2人までの世帯で、1K4・5畳の仮設入居となっており、仮設住宅入居者から狭いという要望が出されていました。

この間の、共同支援センターの仮設住宅訪問活動での要求の聞き取りや、日本共産党の国会議員、県議などの現地視察や、対話の中でも、入居者の方々から「二人では狭すぎて暮らせない」「二人分の布団が敷けない」「何をやるにも大変、夜トイレに行くのにも寝ている人をまたいでいかないと、トイレにも行けない」など仮設住宅の狭さへの切実な要求が出されていました。

日本共産党は、国会・県議会などでも、仮設住宅の狭さの問題をはじめ、住環境の改善を繰り返し求めてきました。

6月2日、参院災害対策特別委員会で、日本共産党仁比聡平参議院議員は、仮設住宅の狭さの問題をとりあげました。

北陸中日新聞6月1日付が、「輪島市門前町で1Kの仮設住宅に2人住む世帯が広い間取りに移動している」「同市同町仮設住宅は11団地715戸あり、このうち2K10戸、3K3戸が空き家で、市が高齢者や障害者がいる家庭を対象に順次引っ越し手続きをしている」と報じていると指摘。

事実関係を確認するとともに、「人間らしい良好な環境で暮らせるように、能登半島の被災地6市町でこうした取り組みを進めてほしい」と求めました。

この質問に政策統括官は、「県や市の判断でより広い間取りの空き家への入居が可能だと県に周知し調整を進めてきた」と述べました。「現在輪島市で間取りを変えすべき世帯を抽出して9世帯が2Kなどの広い部屋への転居をし、珠洲市でも4世帯の転居が進んでいる」とし、「さらに、その他の市町でもこうした取り組みを進め、良好な居住環境の確保に努めていく」と答えました。

「仮設住宅が狭い」という根本には、国・県の仮設住宅の基準そのものが、政府がもうけている「住生活基

本計画における『居住面積水準』に満たないという問題があります。

本来、最低居住面積水準は、「世帯人数に応じて健康で文化的な住生活の基本としての必要不可欠な住宅の面積に関する水準」となっています。単身者で25㎡、2人以上の世帯は10㎡×世帯人数+10㎡としています。です。ので、2人世帯の場合は30㎡、3人世帯で40㎡、4人で50㎡となります。これが最低居住水準です。

いくら、応急的な仮設住宅といっても、この基準を重視して、少しでも被災者が、安らぎを得ることができ、健康的で文化的な生活の水準が保てるようにすることが必要不可欠です。

4畳半に2人、あま
りにも狭い仮設住宅
の改善を求め

日本共産党仁比議員は、3月25日の災害対策特別委員会でも、「仮設住宅の空きは、308戸あり

住み替えは可能」

「住み替えは国の支援が必要」と一貫して追及してきました。

さらに、県議会でも、佐藤正幸県議は、3月の一般質問で「『最低居住面積水準』は2人暮らしで30㎡であり、この狭さは『人権侵害』と指摘する研究者もいる」と県の対応を批判してきました。これらの質問が事態を前に動かしています。

仮設住宅のこの狭さや生活環境の問題の根本には、国の基準が、阪神淡路の震災後に、国民の運動で実現させてきたものですが、その基準が、30年近くたった今でも、健康的で文化的な生活の水準を保てるような基準に見直されていないことも大きな問題です。

「災害列島日本」といわれるもとで、いどこで、どのような災害が起きないとも限りません。仮設住宅の狭さなどの、居住環境の改善を、実現させていけるように、当・被災者共同支援センターも、その運動の先頭に立って頑張っていきます。



1～2人用【20㎡】
能登半島地震被災地の
仮設住宅の間取り
(県HPより)

「6月末の被災者医療費助成〔免除〕打ち切りに反対」